

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 4 月 28 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 12 号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="172 669 815 965"><thead><tr><th data-bbox="172 669 341 719">課</th><th data-bbox="341 669 815 719">内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="172 719 341 768">[略]</td><td data-bbox="341 719 815 768"></td></tr><tr><td data-bbox="172 768 341 913">運転免許課</td><td data-bbox="341 768 815 913">自動車運転免許試験場 県南自動車運転免許センター 沿岸自動車運転免許センター 県北自動車運転免許センター</td></tr><tr><td data-bbox="172 913 341 965">[略]</td><td data-bbox="341 913 815 965"></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	[略]		運転免許課	自動車運転免許試験場 県南自動車運転免許センター 沿岸自動車運転免許センター 県北自動車運転免許センター	[略]		<p>(課の内部組織)</p> <p>第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。</p> <table border="1" data-bbox="858 669 1501 965"><thead><tr><th data-bbox="858 669 1027 719">課</th><th data-bbox="1027 669 1501 719">内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="858 719 1027 768">[略]</td><td data-bbox="1027 719 1501 768"></td></tr><tr><td data-bbox="858 768 1027 913">運転免許課</td><td data-bbox="1027 768 1501 913">自動車運転免許試験場 盛岡運転免許センター 県南運転免許センター 沿岸運転免許センター 県北運転免許センター</td></tr><tr><td data-bbox="858 913 1027 965">[略]</td><td data-bbox="1027 913 1501 965"></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	課	内部組織	[略]		運転免許課	自動車運転免許試験場 盛岡運転免許センター 県南運転免許センター 沿岸運転免許センター 県北運転免許センター	[略]	
課	内部組織																
[略]																	
運転免許課	自動車運転免許試験場 県南自動車運転免許センター 沿岸自動車運転免許センター 県北自動車運転免許センター																
[略]																	
課	内部組織																
[略]																	
運転免許課	自動車運転免許試験場 盛岡運転免許センター 県南運転免許センター 沿岸運転免許センター 県北運転免許センター																
[略]																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この規則は、平成 18 年 5 月 8 日から施行する。